

平成 18 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 19 年 3 月 14 日(水) 16 時 00 分 ~ 17 時 10 分

場 所 : 財団法人 日本体育協会 理事・監事室

出席者 : 長沼本部長、佐藤、吉田の各副本部長

島中、原田、碓井、廣川、佐藤、織奥、高橋、宮崎、折原、菅原、
平井、山岸、大橋、大山、山崎の各常任委員

委 任 住谷副本部長、松井、村田、小杉の各常任委員

委員総数 22 名、うち出席 22 名(委任 4 名を含む)

設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。

事務局 古賀次長、小寺部長、小林課長、藤井課長代理

他青少年スポーツ部員

議事に先立ち、長沼本部長より挨拶があり、その後、長沼本部長を議長とし、議事に入った。

< 報告事項 >

1. 平成 18 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録について

議長より資料に基づき報告、これを了承。

2. 平成 18 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

事務局より、各ブロックとも、それぞれ開催主管県の協力により当初予定どおり終了したことを資料に基づき報告。

会議では、「平成 19 年度事業計画・予算(案)」について協議を行い、大筋で了解が得られたこと、「スポーツ少年団の将来像検討プロジェクト(仮称)」や「日本スポーツ少年団諸規程改訂要望」等についてのご意見・ご要望をいただき、これらの内容については各専門部会で検討を行っている旨報告。

これを了承。

3. 平成 18 年度スポーツ少年団認定育成員研修会の終了について

事務局より資料に基づき、本研修会を各講師の協力を得て、全国 6 ブロック 6 会場、1 泊 2 日の日程で開催し、無事終了したと併せ、計 542 名の認定育成員が資格を更新したことを報告。

これを了承。

4. 平成 18 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールの終了について

事務局より、資料に基づき、去る 2 月開催のワーキンググループの成績判定および 3 月開催の指導育成部会の資格認定審査を経て、シニア・リーダースクール全課程を修了した 163 名(男子 80 名、女子 83 名)を 3 月 6 日付でシニア・リーダーとして認定したことを報告。これを了承。

5. 専門部会等報告について

第 3 回常任委員会以降開催した各専門部会およびプロジェクトの協議内容について次のとおり報告。

<指導育成部会>

大橋部会長より次の 5 点について報告。

- (1) 平成 19 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて
リーダー養成ワーキンググループの報告を受け、平成 19 年度の事業内容について協議。引き続き、ワーキンググループと連携して実施に向け準備を続けることとした。
- (2) 平成 19 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について
平成 19 年度事業の実施内容について協議。引き続き、実施に向けて準備に取り組むこととした。
- (3) 平成 19 年度スポーツ少年団認定育成員研修会について
平成 19 年度事業の実施内容について協議。引き続き、実施に向けて準備に取り組むこととした。
- (4) スポーツ少年団認定員養成講習会兼スポーツリーダー養成講習会について
ブロック会議にて要望のあった、認定員養成講習会カリキュラムの中で、第 1 章～第 3 章のスポーツ少年団に関する部分の、ワークブックおよび講師用教材の追加について協議。来年度中に作成することとした。
- (5) 日本スポーツ少年団指導者制度の見直しについて
指導者制度の見直し作業に向けて課題等を確認し、今後、スポーツ少年団将来像検討プロジェクトにおけるスポーツ少年団のあり方についての検討状況を踏まえ、日本体育協会におけるスポーツ少年団の位置づけ等を勘案して、指導者制度について見直し作業を進めていくこととした。

<活動開発部会>

山岸部会長より次の 3 点について報告。

- (1) 2007 年日中青少年スポーツ交流事業受入について
実施要項(案)について協議。受入日程等の詳細については、現在、中華全国体育総会と調整中であることから、決定次第、常任委員会に諮ることとした。
- (2) 2007 年以降の日独国際交流協定書について
2007 年第 34 回日独同時交流実施期間中に調印を行う予定の協定書の見直し、お

よび日本派遣団員の参加条件について協議。協定書については、継続調印する方向で細部の文言の修正作業を進めていくこととした。

また、ブロック会議で意見が出された、日本派遣団員参加条件の緩和については、引き続き協議していくこととした。

(3) 国際交流事業効果の把握調査について

継続して協議を行い、調査の方向性が固まってきているので、今後、具体的な調査対象、設問の作成を担当部会員に依頼することとした。

< 広報普及部会 >

事務局より次の2点について報告。

(1) ガイドブック「スポーツ少年団とは」について

改定作業を進めていたガイドブックについて、各執筆担当者より提出された原稿の校正を行い、内容について決定した。

ガイドブックについては、既に1月31日に発行され、5万部を都道府県スポーツ少年団へ配布済みである。

(2) 平成19年度広報出版物について

平成19年度の広報出版物について協議し、引き続き配布および使用方法の検討を行っていくこととした。

< スポーツ安全対策プロジェクト >

事務局より次のとおり報告。

(1) ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムワーキンググループ

12月19日に行われた第3回ワーキンググループでは、「2007年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の内容について協議。

弁護士の組織化については、協力弁護士の本会ホームページ掲載について協議し、協力弁護士各位に掲載可否についてのアンケート調査を行い、更新時期に合わせて掲載を行うことを確認した。

また、フォーラム終了後の3月12日開催の第4回ワーキンググループでは、2007年の安全・安心フォーラムの終了報告を行うとともに、2008年の安全・安心フォーラムの開催地、開催期日、テーマ等について協議した。

さらに、弁護士の組織化については、協力弁護士リストの本会ホームページ掲載について進捗状況を報告し、掲載に伴い発生するであろう問題点について協議した。

なお、1月28日に開催されたフォーラムでは、少年団関係者37名、弁護士34名、損害保険会社10社15名、一般参加者26名、スタッフ・演者等25名と合計137名の参加者を得、成功裡に終了した。

(2) ジュニアスポーツ医・科学サポートシステムワーキンググループ

ジュニアスポーツのための医・科学ハンドブック」について

ハンドブックの校正作業を行った。冊子については既に完成し、「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」や都道府県スポーツ少年団宛に配布済みであり、今後、少年団の各種事業等でも活用していくこととした。

食生活・サプリメントに関するアンケート結果の概要について

アンケート結果の報告書の内容について確認した。アンケート結果については、今後、協力単位団に対して返却する予定である。

ワーキンググループの今後の取り組みについて

取り組みの 1 つである、食育に関するジュニアの栄養サポート体制については、日本体育協会スポーツ医・科学研究事業として実施している食育プログラム研究にスポーツ少年団側の立場から連携できないか、検討していくこととした。

また、もう 1 つの取り組みとして、ジュニア期における全国大会のあり方を検討するため、「ジュニア競技者に対するメンタルサポートアンケート」を実施することとした。予備調査として、3月下旬に開催する全国バレーボール交流大会および全国剣道交流大会において、指導者・団員に対してアンケートを実施し、来年度の全国交流大会において本調査を行っていくこととした。

<日本スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループ>

事務局より次のとおり報告。

(1) 平成 18 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール フォローアップ研修対象者の評価について

スクーリング後に実施した通信研修において、再度研修が必要であると認められた 11 名を対象にフォローアップ研修を行い、その内 10 名について修了を認めることとした。

(2) 過年度参加者の評価について

平成 17 年度の参加者で、通信研修が未修了だった者について、未修了課題を修了したことから、リーダースクールの修了を認めることとした。

(3) 平成 19 年度のシニア・リーダースクールについて

事前研修からスクーリング後の通信研修までプログラムについて協議し、概要を決定した。

(4) シニア・リーダースクール参加条件について

ブロック会議で要望された、シニア・リーダースクールへの中学 3 年生の参加について協議し、現状では無条件に参加させることは不可能であるが、特に優秀な者であれば問題ないのではないかという意見が出された。しかし、参加資格認定方法等検討しなければならない問題点が多ことから、継続して協議することとした。

以上、専門部会及びプロジェクト報告を了承。

6. ブロック報告について

特になし

7. その他

事務局より次の3点について報告。

(1) 剣道・バレーボール大会の感謝状贈呈について

3月末に開催される第29回剣道交流大会および第4回バレーボール交流大会の開催に伴う感謝状について、岡山県及び長崎県スポーツ少年団と調整し、剣道交流大会は3団体に、バレーボール交流大会は2団体に贈呈する旨報告。

(2) 「地域子ども教室推進事業」について

文部科学省から委託を受け、平成16年度より取り組んできた地域子ども教室推進事業について、今年度が委託の最終年度にあたることから開催実績について報告。なお、今年度の実績については、現在各地域の実行委員会からの報告を集計中であることから、今年度7月から12月にかけて行なわれた中間報告時のデータを使用している旨説明。

また、地域子ども教室推進事業は、平成19年度より「放課後子ども教室推進事業」として、全国の市区町村教育委員会により実施されることを併せて報告。

(3) 平成19年度の常任委員会・委員総会の開催日程について

資料の通り会議開催日程を報告。

以上、いずれも了承。

< 議案 >

1. 平成18年度第2回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

事務局より、3月15日開催の委員総会は資料（総会次第）に基づき進行し、「平成19年度事業計画・予算（案）について」を審議いただき、報告を4点行った後、平成19年度・20年度における役員改選を行う旨を諮り、これを承認。

2. 平成19年度日本スポーツ少年団事業計画および予算（案）について

事務局より、先の常任委員会以降ブロック会議で意見を伺うとともに、日本体育協会での全体的な調整に伴い再編成した平成19年度日本スポーツ少年団事業計画および予算（案）について、資料に基づき説明。

なお、予算については、各種補助金・助成金の決定が4月以降になることから、その確定後に実行予算の編成に取りかかるため、これについては本部長に一任願、6月開催の常任委員会・委員総会にて報告する旨説明。

以上、これを承認。

3. 平成21年度全国スポーツ少年大会および競技別交流大会の開催地について

事務局より、平成21年度に中国・四国・九州ブロックが担当する軟式野球交流大会を除いた競技別交流大会の開催地について説明、下記の通りこれを承認。

なお、最終的な決定は、各開催県スポーツ少年団および県体育協会等関係正式機関の最終承認を得た時点になることを確認。

また、全国スポーツ少年大会については、現在未定であるため引き続き関東ブロックにて調整いただき、決定次第改めて報告することとした。

- ・ 第47回全国スポーツ少年大会 : 未定
- ・ 第32回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 徳島県
- ・ 第7回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 広島県

4. 第34回日独スポーツ少年団同時交流事業の実施および「日本派遣団」の編成等について

事務局より、日独同時交流の実施要項(案)および「日本派遣団」の編成等について資料に基づき説明、これを承認。

なお、団長団を含む派遣団の最終編成および内定から正式決定までの手続き、また、内定後、事前研修までの間に欠員が生じた場合の当該ブロック内補充を最優先する措置について、本部長に一任された。

5. 2007年日独スポーツ少年団指導者交流事業の実施および「日本派遣団」の編成等について

事務局より、日独スポーツ少年団指導者交流について、実施要項(案)に基づき、日本派遣団の編成・派遣日程、および受入日程・担当県等について説明、これを承認。

団長団を含む日本派遣団の最終編成および内定から正式決定までの手続きについて、本部長に一任された。

6. 第13回スポーツ少年団指導者全国研究大会の開催について

事務局より、6月24日(日)に開催を予定している指導者全国研究大会の開催について、指導育成部会で作成した開催要項(案)に基づき説明、これを承認。

7. スポーツ少年団将来像検討プロジェクトの設置について

事務局より、資料に基づき、各専門部会で検討項目を整理し、ブロック会議で意見を

いただいた後、再び各専門部会で協議の上、検討項目について整理したこと等、プロジェクトの設置について説明。

また、メンバー編成については、平成 19・20 年度の役員改選後に行うため、本部長に一任願いたい旨を併せて説明。いずれも承認。

8. 日本スポーツ少年団諸規程に対する改定要望について

事務局より、第 3 回の常任委員会で諮り、継続協議事項となっていた(1)スポーツ少年団登録規程施行細則及び(2)日本スポーツ少年団指導者協議会規程の改定について以下の通り説明。

「スポーツ少年団登録規程施行細則」について、12 月開催の指導育成部会で協議した結果、有資格指導者 2 名未満の登録団数が全体の約 3 分の 1 という現状を鑑みた場合、改定を行う前提として、16,000 名の指導者を新たに養成する必要があることから、今回の改定については見送ることが妥当との結論となった。

しかしながら、ブロック会議において、有資格指導者を複数名単位団へ配置することの重要性について多数の意見をいただいたことから、本件については、指導育成部会において継続的に協議していくこと、また指導者資格の取得の推奨策についても今後担当部会において協議していくことを説明。

また、「日本スポーツ少年団指導者協議会規程」について、ブロック会議にて意見集約を行ったところ、改定に賛成の意見が多く、前回の常任委員会において指摘された女性運営委員の固定化に関する懸念については、「各地区においてブロック毎に持ちまわる形とする」という提案がブロック会議において出され、これらの意見を取りまとめた改定案について説明。

碓井常任委員より、次の 2 点について意見があった。

- ・ 3 地区の登録指導者数の分布について、地区により登録数に偏りがあるなら、運営委員の構成についても、今後検討すべき課題ではないか。
- ・ 指導者協議会が設置されていない都道府県から、指導者協議会の代表となるのは、いかがなものか。

これに対し、事務局より、登録指導者数の分布と運営委員の構成については、運営委員会で検討する旨回答。

指導者協議会未設置県の問題については、指導者協議会組織が未設置の場合、運営委員会等の情報が伝わらないのではないかという問題について質問があったが、実態としては指導専門部会等が代替組織として機能していることを説明。ただし、実態はともかく規則として定める以上、組織の設置は必要である、という意見も出され、今後、指導者協議会で組織の設置促進について協議願う旨、回答した。

以上、2点について諮り、これを承認。

9. その他

平井委員より、認定員の義務研修について、埼玉県では平成 21 年度からの義務化は問題が多く難しい状況であることを報告。日本スポーツ少年団の進め方に沿って取り組みたいが、日本スポーツ少年団の方向性はどうなっているのか、質問があった。

これに対し、事務局より、第 8 次育成 5 か年計画において、平成 17・18 年度は、各都道府県の自主努力での実施段階であり、平成 19 年度より具体的検討に入ることを説明。今後、実施率が増加すれば義務化となるが、平成 21 年度からの義務化は努力目標であり、実施状況によっては見直しとなる可能性がある旨説明。

以上協議し、17 時 10 分閉会。